

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例
の一部を改正する条例

都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成14年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

都市計画法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。